



生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、県民の生活の安定や自立を図ることを目的に、低所得世帯等に対し必要な生活資金等を低利又は無利子で貸し付ける制度です。今般、国において社会ニーズに応じた制度改正が行われ、貸付利率の引き下げや連帯保証人要件の緩和などの見直しが行われました。

平成21年10月から
新制度が
start
スタート

1 主な改正内容

資金種類の見直し

資金種類が4種類に整理・統合されました。その中で、失業や減収等により生活に困窮されている世帯の生活の立て直しを支援するため、「総合支援資金」が新たに創設されました。

連帯保証人要件の緩和

連帯保証人を原則必要としますが、連帯保証人を確保できない世帯も貸付けが受けられるようになりました（資金の種類によっては、一部取扱いが異なります。）。

貸付利率の引き下げ

連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%となります。
(資金の種類によっては、一部取扱いが異なります。)

2 利用できる世帯

市町村民税が非課税・均等割課税程度の低所得世帯

※失業等により所得が減少し、現在、上記の状態と同等であると認められる世帯も含みます。

身体障害者、知的障害者又は精神障害者の手帳の交付を受けている方等がいる世帯

日常生活上療養又は常時介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯

（収入基準があります。）

※なお、左記に該当しても、次の方はご利用できない場合があります。

- 母子世帯と寡婦世帯（同様の貸付制度がありますので、そちらを優先してご利用ください。）
- 現在の居住地に住民登録のない方（住宅手当の申請をしている場合を除く。）
- 債務の返済に充てるために資金を借りられる方
- 民生委員及び市町村社会福祉協議会の指導援助を拒否される方
- 自立及び償還の見込みがないと認められる世帯 等

3 資金の種別・使途

資金は、次の4つの種類に分けられており、使途は限定されています。

資金名	資金の種別	資金の使途	貸付限度額
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間の生活費用（貸付期間最長12月）	月額 単身15万円以内、2人以上20万円以内
	住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶための経費（敷金、礼金等）	40万円以内
	一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用	60万円以内
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で一時的に必要な費用 (技能習得費、住宅改修費、福祉用具購入費等)	資金の用途に応じて貸付上限額設定
	緊急小口資金	緊急かつ一時に生じる維持に必要な費用	10万円以内
教育支援資金	教育支援費	高校、専修学校、大学等に就学するために必要な費用 (授業料、学用品の購入費、交通費等)	高校月額3.5万円以内、高専月額6万円以内 短大月額6万円以内、大学月額6.5万円以内
	就学支度費	高校、専修学校、大学等の入学に際して必要な費用	50万円以内
不動産担保型生活資金	低所得世帯向け	高齢者世帯の生活費（現在居住しており、一定額以上の資産評価のある不動産を担保に貸付契約を締結）※要保護世帯向け資金は、保護の実施機関が資産の保有要件を除き保護が必要と認める世帯が対象	月額30万円以内
	要保護世帯向け		保護の実施機関が提示する額の範囲内

4 借り入れの申込み

借り入れ申込みにあたっては、資金種類により必要な提出書類が定められています。また、貸付や返済の条件、申込書の書き方や提出書類などについては、地区の民生委員又はお住まいの市町村社会福祉協議会にご相談ください。

5 その他

- 1.総合支援資金を借りられた方は、自立した生活を早く営んでいただけるよう、市町村社会福祉協議会やハローワーク等の支援・指導を継続的に受けていただきます。
- 2.生活福祉資金は、資金種類ごとに返済期間が定められていますので、借入申込み時に無理のない返済計画を立てていただきます。なお、最終の返済期日までに返済されない元金については、年利10.75%の延滞利子が加算されます。

詳しくはお住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。